



活用できない…

維持管理ができない…

そんな、空家の悩みを解消しませんか？



使う予定のない
空家は除却することも
解決方法の一つです

空家の管理は、所有者等の責任において行われるべきものですが、
空家を放置することにより管理不全となった空家が倒壊したり塀が崩れたり、
樹木の枝葉が落ちるなど、周辺住民や通行人など第三者の命や財産に危害を及ぼす場合は、
所有者等の責任として損害賠償を求められる場合があります。



危険空家除却費

補助金

最大 40 万円

※補助条件あり

写真：国土交通省ホームページより

除却後の土地の活用については、下記までご相談ください。

愛知県宅地建物取引業協会 空家総合相談窓口

052-522-2567

相談は、土日祝を除く平日の 9:00~12:00 13:00~17:00 まで。
通話料は相談者負担となります。また、実務を伴う個別の依頼は別途費用が発生します。

【問い合わせ先】 大口町役場 まちづくり部まちづくり推進課

○TEL (0587) 95-1614 (直通) ○FAX (0587) 95-1641

○Mail machidukuri@town.oquchi.la.ip

※大口町と愛知県宅地建物取引業協会は空家対策に関する協定を締結しています。

大口町危険空家除却費補助金

大口町では、管理不全の空家の除却を推進することにより、地域住民の安全な生活環境を確保するため、空家の除却に係る費用の一部を補助します。

●対象となる空家(以下のいずれかに該当すること)

- (1) 住宅地区改良法に規定する不良住宅であり、かつ延べ面積の2分の1以上が居住用である木造住宅（住宅の不良度の判定基準による評点100点以上のもの）
 - (2) 住宅以外の建築物もしくは木造住宅以外の住宅で、町長が定める判定基準または大口町空家等対策協議会で危険な空家と判断された建築物
- ※その他の条件については役場まちづくり推進課までお問合せください。

●対象となる工事

上記の空家を除却する工事で、大口町内に事務所を有する事業者が行う工事。
※補助金の交付は1敷地につき1回限りです。

●補助金の額

除却工事に係る費用の5分の4を乗じた額（上限40万円）
※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額となります。

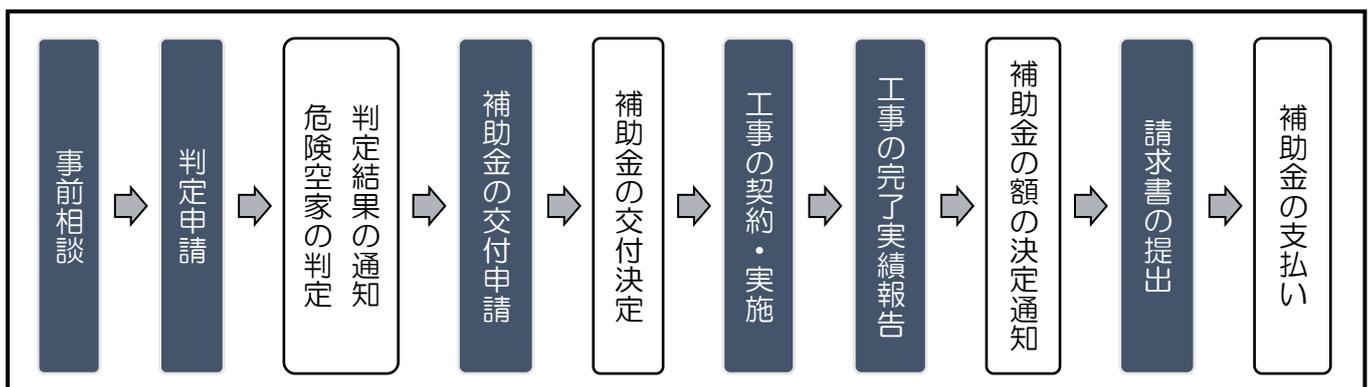
●補助を受けるには

まずは、ご相談ください。

補助金の交付申請の手続きに入る前に「危険空家判定申請書」に必要書類を添えて下記まで提出する必要があります。補助対象となる空家に該当するか現地調査を行った上で、補助の可否について回答します。

※補助金の交付決定前に除却工事を行った場合は、補助の対象になりません。

◆危険空家除却費補助金の手続きの流れ



※上記の表中 は補助を申請する方、 は町からの通知等になります。